

中野区国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中野区国民保護協議会条例（平成18年中野区条例第10号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、中野区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(召集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

3 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。
(会長の職務代理者)

第3条 会長に事故があるときの職務代理者は、中野区助役の職にあるものとする。

(専門委員の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見をきくことができる。

(協議会の記録)

第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 協議会の日時及び場所
- 二 出席した委員の職名及び氏名
- 三 議事の件名及び概要並びに議決事項
- 四 その他必要と認める事項

(協議会の公開)

第6条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、中野区国民保護協議会条例（平成18年中野区条例第10号）に基づき任命された幹事により構成する。

3 幹事会は、中野区総務部長が招集し、議長を務める。

附 則

この規程は平成18年5月25日から施行する。